

近未来通信の実態と今後の対策について

平成18年12月25日

1 近未来通信の実態

- (1) 近未来通信は、ネット技術を使って通話料を安くするIP電話事業を展開しているという触れ込みで、「IP電話中継局オーナーシステム」と称する事業を展開するとし、「中継局オーナー」に対して多額の金銭を払い込ませ、IP電話利用者から徴収する通信料収入をもとに毎月多額の配当金を支払うと称していた。

近未来通信は、会社組織ぐるみで最先端のIT企業であるかのように装い、「中継局オーナー」を勧誘するに際しては、「投資1年後には毎月100万円近い配当金がある」「2,3年で元はとれる」「設備の更新費用はかからない」などと虚偽の説明をしていた。

- (2) しかし、実際には、IP電話利用者から徴収する通信料収入をもとに配当金を支払うのではなく、新しく「中継局オーナー」となった者から集めた資金の大半を配当に回す自転車操業状態であった。「中継局オーナー」に対しては、毎月「中継局還元計算書」という書類が送付されており、もっともらしく数字が列挙されていた。しかし、これらの数値は、近未来通信が適当に創作したものであり、「IP電話中継局オーナーシステム」には事業としての実体は全くない。

また、そもそも、後記の総務省による立入検査により明らかになったとおり、その肝心の「中継局」自体、ほとんどが稼働していない実体のないものであり、投資家は、実体のない「中継局」を所有させられたことになる。

- (3) 近未来通信は、オーナーを増やすため新聞、雑誌、テレビに広告を出し、全国の支社やホテルなどで説明会を開催し、この数年で約3000人の被害者から、400億円にもものぼる金銭を集めたとされている。

2 これまでの経緯と現状

- (1) 近未来通信に関しては、本年8月29日、東京国税局の税務調査を受け

て1億7500万円の所得隠しを指摘された旨の報道がなされて以後、各メディアにより、同社の問題点などを指摘する報道等が頻繁になされるようになってきた。

- (2) この間、近未来通信は、本年9月4日の時点において、配当の支払いを滞らせ始めた。

東京地方裁判所は、本年10月10日付で近未来通信の銀行口座に対する仮差押決定を出しているが、その決定の中で、「IP電話中継局オーナーシステム」が実体のないものであることを明確に認定している。

その直後、名古屋地方裁判所においても、銀行口座に対する仮差押決定が出されたが、先行する仮差押えのほかに、社会保険庁による差押えがなされていたことが判明した。なお、本件については、名古屋地方裁判所において、損害賠償請求訴訟が係属中である。

- (3) 近未来通信は、今年の11月6日には、「還元金のお支払いに関して」と題する文書を「中継局オーナー」に送付しており、支払いの延期を一方的に通告した上で、自転車操業の破綻を自ら認めた。

石井優社長は逃亡し、本年11月15日には、石井優社長を除く全役員（取締役及び監査役）が辞任し、近未来通信は完全に機能不全に陥り、11月20日に至っては、本社は事実上閉鎖され、電話すら通じない状態となった。

11月30日には、本年10月より近未来通信の代理人として活動してきた玉木賢明弁護士が辞任しているが、玉木弁護士は辞任の理由の中で、近未来通信が「事実上会社としての機能を果たしておらず、また同社代表者並びに役員とは連絡が取れない状況になった」ことを挙げ、その旨を裁判所にも連絡している。

- (4) さらに、本年11月27日には総務省により近未来通信に対する立入検査が行なわれた。同30日にその結果が総務省のホームページ上において公表されている。検査の結果、平成17年7月期における同社の電気通信事業収入は、全売上高181億円中3億円程度であること、国内外112箇所に設置された2466台のサーバーの内、総務省が稼働を確認できたサーバーは立入検査をした2箇所において2台だけであることが明らかと

なった。

この点、近未来通信からは「7箇所において7台運用している」との説明がなされたようであるが、いずれにしても、実際に稼働している「中継局」はごくわずかであり、近未来通信が「中継局オーナー」に支払っていた配当の原資は通話料金ではなく、サーバーそれ自体の売りに基づくものであること、つまり、新たに「中継局オーナー」になった者が払い込んだ金銭を従前からの「中継局オーナー」の配当に充てている自転車操業状態であることが明白となった。

3 法律上の評価

(1) 刑事

詐欺罪（刑法246条1項）（10年以下の懲役）

組織的詐欺罪（組織的犯罪処罰法第3条1項9号）（1年以上20年以下の懲役）

出資法第8条1項2号違反（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの罪の併科）

(2) 民事

実際には事業としての実体がないにもかかわらず、あたかも事業としての実態が存在するように装い、業務協約書等を締結させて多額の金員を支払わせている。詐欺及び不法行為が成立する可能性がある。また、代表取締役等にも賠償責任が考えられる。

(3) 近未来通信の破産

個別の回収は不可能

投資家のみなさんが上記(1)(2)の責任追及をすとしても、近未来通信において、残っている財産はほとんど確認されていない。また、同社がすでに機能不全に陥っており責任者不在の状況にある中で、個別に同社の状況を調査することは困難であり、ましてや投資金を個別に回収することは絶望的と言わざるを得ない。

公平な弁済の可能性追求

ここにいたっては、公平中立な立場から同社に包括的に網をかぶせなけ

ればならない。すなわち、同社が債務超過の状態にあると考えられる以上、そのための手段としては破産申立をして破産管財人の管理下におく必要がある。

破産の手続について

破産申立がなされると、裁判所は破産状態にあるかを調査したうえで、その決定をする。その際、破産管財人が選任される。管財人は以後、同社の財産を集め債権者に公平に配当する手続をすすめる。破産管財人は同社の財産調査をすることになるが、調査権能は非常に強力であり、同社の取締役や従業員は管財人に対する説明義務を負い、これに反した場合、管財人は義務違反を追求できる。また、同社の財産を隠匿していたり、財産を不当に減少させたと見られる者に対しては、管財人から返還請求や損害賠償の請求をすることもできる。

破産手続開始決定

近未来通信及び石井優社長に対しては、本年12月6日、東京弁護士団により、東京地方裁判所にて破産申立がなされ、同月20日、破産手続開始決定が出された。

破産管財人には鈴木銀治郎弁護士が選任され、第1回債権者集会は、平成19年5月30日と指定された。今後は、管財人により正確な同社の状況調査が進められることとなろう。

投資家のみなさんの破産手続への関与

破産手続開始決定が出されたことにより、今後、債権者は個別の請求はできない。一方、管財人はみなさんをはじめとする債権者に対して配当を行うべく財産の確保につとめることになるが、配当を受けるためには管財人の指示に従って債権届出をすることになる。

但し、管財人が財産確保につとめても財産（破産財団）があまりにも少なければ配当ができずに破産手続が終了する場合もある。そのときは債権届出が不要なこともある。

そのほか、みなさんの破産手続への関与としては、管財人の調査への協力（情報提供等）などが挙げられよう。

4 今後の動向・方針について

近未来通信の本社のある東京では、紀藤正樹弁護士を団長とする弁護団が11月29日に結成されている。12月2日には被害者説明会を開催し、すでに全国から被害者の受け入れを始めている。12月6日には、前記のとおり、東京弁護団が債権者破産を東京地方裁判所に申し立てた。

また、12月4日、警視庁が本支社などの家宅捜索に踏み切っている。

東京以外では、12月11日、大阪において、大阪弁護士会主催による投資家説明会が開催され、弁護団を結成する方向で検討されている。

名古屋としても、これらを受けて今後の方針を検討することになる。

以 上